

「法令違反企業名の公表制度」

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久

厚生労働省では、長時間労働の削減が喫緊の課題として、働き方の見直しに向けた企業への働きかけや、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の徹底などを行っています。この取り組みの中に、「労働基準関係法令違反に係る公表事案」があります。

労働安全衛生法や労働基準法などの労働基準関係法令違反の疑いで送検し公表した事案が、厚生労働省及び都道府県労働局のホームページに一定期間掲載されます（基発0131第1号、平成31年1月31日改正）。東京都であれば東京労働局のホームページに掲載されています。

送検とは、刑事訴訟法第246条（司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。）により、検察官に送致することをいいます。司法警察員は警察官だけではなく、特別司法警察員として、労働基準監督官なども含まれます。



なお、労働安全衛生法の特徴として、労働災害の防止を目的とした法律であるため、労働災害の発生は要件ではありません。刑法の業務上過失致死傷と比べると、その趣旨や適用が図表1のようになります。

項目	労働安全衛生法	刑法（業務上過失致死傷）
捜査	労働基準監督署 (特別司法警察員) ※労働基準監督官	警察署 (司法警察員)
被疑者	管理者と会社(作業者)	直接の行為者
要件	故意犯	過失犯
処罰	法律を守らないことに 対する処罰 (労災発生は要件でなく予防が目的)	致死傷の結果に 対する処罰

(図表1) 労働安全衛生法の特徴

● 墜落防止措置を講じていなかった事例

労働安全衛生法に違反した場合、どのような法条を指摘されているのかを確認します。

図表2は公表された一部の抜粋です。A社・B社の匿名ではなく実名の企業・事業場名称、住所、公表や送検の年月日などが記載されています。

企業・事業場名称	違反法条	事案概要	その他参考事項
A社	労働安全衛生法 第31条 労働安全衛生規則第653条	高さ約5mの足場上で、 墜落防止措置を講じることなく下請労働者に作業を行わせていたもの	令和3年 送検
B社	労働安全衛生法 第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約5mの足場上で、 墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせていたもの	令和3年 送検

(図表2) 送検事例

事案概要によると、A社・B社ともに「墜落防止措置を講じることなく」とありますので、図表3のイメージ（本事案とは関係ありません）が考えられます。ここでは、手すりや中桟が設置されていなかつた場合を想定します。



(図表3) 墜落措置を講じていない例

A社は「下請労働者に作業を行わせていた」とあり、B社は「労働者に作業を行わせていた」となっています。このことから、A社は特定元方事業者（元請）、B社は関係請負人（下請）と判断できます。「高さ約5mの足場上で」と同じ表現で始まっているので、同じ現場であることもわかります。

つまり、同じ現場の元請と下請が、手すりや中桟を設置しないで作業を行ったために、送検されたと読み取れます。

図表2の条文内容を確認しましょう。アンダーラインの箇所に着目してください。

【送検事例】A社の違反法条

- 労働安全衛生法第31条（注文者の講ずべき措置）《抜粋》

特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。）の労働者請負契約の当事者である請負人を含む。）の労働者に使用されるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 労働安全衛生規則第653条（物品揚卸口等についての措置）《抜粋》

注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人

の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが2メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。

【送検事例】B社の違反法条

- 労働安全衛生法第21条（注文者の講ずべき措置）《抜粋》

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 労働安全衛生規則第519条（開口部等の囲い等）

《抜粋》

事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。

〔ポイント〕

元請に労働安全衛生規則第653条（物品揚卸口等についての措置）が適用されているのは、次の通達（基発第368号、昭和46年5月6日）によります。

第30条〔現行本条〕第一項の規定の趣旨は、安衛則第111条第二項〔現行=519条第一項〕の規定の趣旨と同様であるが、本項においては、対象とする建設物等を建設業及び造船業におけるものとして作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチに限ったものであること。

事業者の責務

労働安全衛生法第3条には事業者の責務として、「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、（以下略）」とあります。

法令の順守は当然として、工夫を上乗させて安全施工を目指してください。

〔出典〕

図表1 「荷役ガイドラインによる荷役災害防止マニュアル、5章 関係法令68ページ」（（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会）
本文中のイラスト「かわいいフリー素材集いらすとや」